

平成31年4月26日に総務生活委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

当局からの報告事項

● ふるさと納税制度の見直しについて ●

～内容～

地方税法等の改正により令和元年6月1日から施行される、ふるさと納税制度の変更内容について報告を受けました。

～質疑～

問：今までは地場産品の基準が曖昧であったが、今回は明確な基準はあるのか。

答：地場産品の基準については、総務省の告示第5条で定められており、区域内において生産された物品または提供される役務、その他これに類するものということで9つの項目が示されている。

問：平成31年産米の農家からの買取額はいくらになるのか。

答：米の調達価格はまだ設定していない。市場価格をみながら設定していきたいと考えている。

問：ふるさと納税の対象となる自治体に指定されるかどうかというのが一番大きいが、指定は受けられるのか。

答：指定の有無については5月上・中旬には総務省から発表されると聞いている。これまで基準にそぐわない返礼品を用意していたことがあるが、総務省の基準が出されて以降は基準どおりで行っているため、指定は受けられると考えている。

● 実施計画の見直しについて ●

～内容～

実施計画については1年毎に見直しを行い毎年3月下旬に公表しているが、平成31年度から33年度の実施計画については、平成30年7月豪雨災害からの復興を最優先とし、一般財源に係る事業全体の見直しを行うため延期することについて報告を受けました。

～質疑～

問：実施計画は毎年見直しを図るということだが、LRTや美術博物館等の大型事業をする場合としない場合の両方のパターンを示していくのか。

答：今回の3カ年の計画にはLRT等の支出がなければあがってこないが、長中期的

なスパンで見直しが必要なものもあると考えており、3カ年が過ぎた後に着手予定の事業についても起債や一般財源がどれだけ必要かといった検討をした上で、見直しをしていきたいと考えている。

問：今回は9月までに実施計画を策定することだが、今後は3月の下旬に公表する予定か。

答：今回は復興計画や復興ビジョンが見えない状況で策定がしづらかったということがあるが、今後は今までどおりのスケジュールでやっていきたいと考えている。

調査事項

● 新庁舎建設基本構想（案）について ●

～内容～

総社市庁舎を建設する上での基本的な方針を定める基本構想（案）について調査を行いました。

～質疑～

問：庁舎の建設場所については、現庁舎を使用しながら、現敷地に建設するパターンで進めていくのか。

答：そのパターンが一番妥当であるというのが基本構想上での結論である。

問：合併特例債の残額は、全て使ってしまうという考えになるのか。

答：庁舎建設に全額を充当する試算としている。

問：庁舎等整備事業基金を20億円まで積み立てるといった話があったがどうか。

答：20億円の基金を積み立てる計画にしていたが、平成30年度決算では災害等により財政調整基金を取り崩す可能性があり、財政調整基金の残高を確保するため、庁舎等整備事業基金は現在の12億円で止めて、残りは一般の起債を充てるとすることも検討する必要があると考えている。